The page features two dark blue vertical bars on the left and right sides. In the top right and bottom left corners, there are abstract, overlapping lines in shades of blue and grey, resembling stylized reeds or grasses.

橋公園のさらなる魅力向上のための  
旧西部公園事務所の有効活用に向けた社会実験  
【実施要領】

川崎市建設緑政局

## 1 背景・目的

旧西部公園事務所（以下、「事務所」という。）が所在する橘公園は、高津区南東部の住宅街に位置し、周辺の保育園、小中学校に通う子供たちの遊び場や地域住民の交流の拠点となっています。

一方で、事務所については、平成 22（2010）年の道路公園センターの再編整備に伴い、事務所機能を移転したことから、現在、その一部を地域利用スペース等として開放しているものの、開放日が限定的であるなど、あまり利用が進んでいない状況となっており、地域の方々からも、事務所の有効活用を希望する声が上がっています。

事務所周辺エリアについても、樹木がうっそうと繁茂しており、死角ができるなどの理由から、安全面、防犯面における対策が地域から求められているところです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等による「新しい生活様式」の普及・定着などに伴って、緑とオープンスペースの価値が再認識されるとともに、市民のライフスタイルの変化や市民ニーズの多様化に対応した柔軟かつ多様な利活用について検討する必要があります。

このような中で、令和元（2019）年度に実施したサウンディング調査において、橘公園について、アクセス性があり、駐車場や事務所といった施設の活用に対して民間ニーズが見込まれたところです。また、本市では、現在、事務所前広場を含むエリアにおいて、防災関連施設の整備にあわせて、広場のリニューアルや園路のバリアフリー化などを実施しています。

以上を踏まえて、本市では、パークマネジメント推進方針に基づき、事務所への便益施設の誘致等により、収益性の確保・向上とその収益の還元による公園の維持管理水準の確保・向上を図るとともに、公園サービスの向上や公園利用者の利便性の向上、地域コミュニティの形成につなげていきたいと考えています。

そこで、今後の民間活力の効果的な導入に向けて、事務所周辺エリアを利用して、一定期間、飲食・物販サービスの提供や地域交流イベント等を実施し、橘公園における収益性や事業の有効性、地域ニーズを把握し、事務所及びその周辺への Park-PFI の導入に向けた諸条件の整理等を行うため、市と連携して社会実験を実施していただける事業者を募集します。

## 2 基本的な考え方

本社会実験の実施における基本的な考え方は、次のとおりです。

- (1) 旧西部公園事務所の有効活用による公園サービスや公園利用者の利便の向上に向けた、事業可能性や潜在的な需要、提案の市場性等を把握するための社会実験を行います。
- (2) 提案の自由度を広げるため、公園緑地のオープンスペースのポテンシャルを活かした柔軟かつ独自性に富んだ提案を求めます。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う「新しい生活様式」の普及・定着を踏まえたオープンスペースの柔軟かつ多様な利活用に資する提案を求めます。
- (4) 社会実験実施期間中における一時的な営利のみを目的とせず、旧西部公園事務所の有効活用に向けて民間活力の導入につながる提案を求めます。

## 3 本社会実験の検証事項等

本社会実験の実施による検証事項等は、次のとおりです。

### (1) 民間事業者等の視点

- ア 事前に市の意向や旧西部公園事務所の有効活用における課題などの情報を把握でき、今後の旧西部公園事務所及びその周辺における民間活力導入の際の参加の判断材料が得られます。
- イ 民間事業者等による提案が、地域のニーズにマッチングしているかを確認できます。
- ウ 社会実験を通じて、民間事業者等の意見等を今後の民間活力の導入に向けた公募条件等に反映させることができます。

### (2) 行政（川崎市）の視点

- ア 早い段階で各種事業の市場性を確認することで、民間活力導入に向けて具体的な検討が可能になります。
- イ 地域ニーズの把握や課題などを踏まえた公募条件等の検討ができます。
- ウ 民間事業者等の意見を参考に、民間事業者等が参入しやすい公募条件等の検討ができます。
- エ 民間活力の導入による効果を、地域住民に実感してもらうことができるとともに、今後の民間活力の導入に向けた気運を醸成できます。

## 4 スケジュール

本社会実験のスケジュールは、次のとおりです。

日程	内容
令和3年3月29日（月）	実施要領の公表
令和3年4月12日（月）	質問受付期限
令和3年5月28日（金）	提案受付期限
提案受付後～（随時）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 提案内容の確認</li><li>・ 実施に向けた事前協議 （日程調整やエリア設定など）</li><li>・ 実施に向けた手続き （公園内行為許可申請など）</li></ul>
令和3年5月 （実験開始後は随時）	実施内容の公表（予定） （事業者名、実施内容等）
令和3年5～8月	社会実験の実施 （左記の期間のうち提案のあった期間※上限1月）
事業実施終了後2週間以内	実績報告書の提出 （必要に応じてヒアリングを実施）

## 5 橘公園及び旧西部公園事務所の基本情報

### (1) 橘公園の概要

名 称：橘公園

公園種別：近隣公園

面 積：17,296 m<sup>2</sup>

所 在 地：高津区子母口 565

公 告 日：昭和51年4月19日

主な公園施設：ベンチ、トイレ、

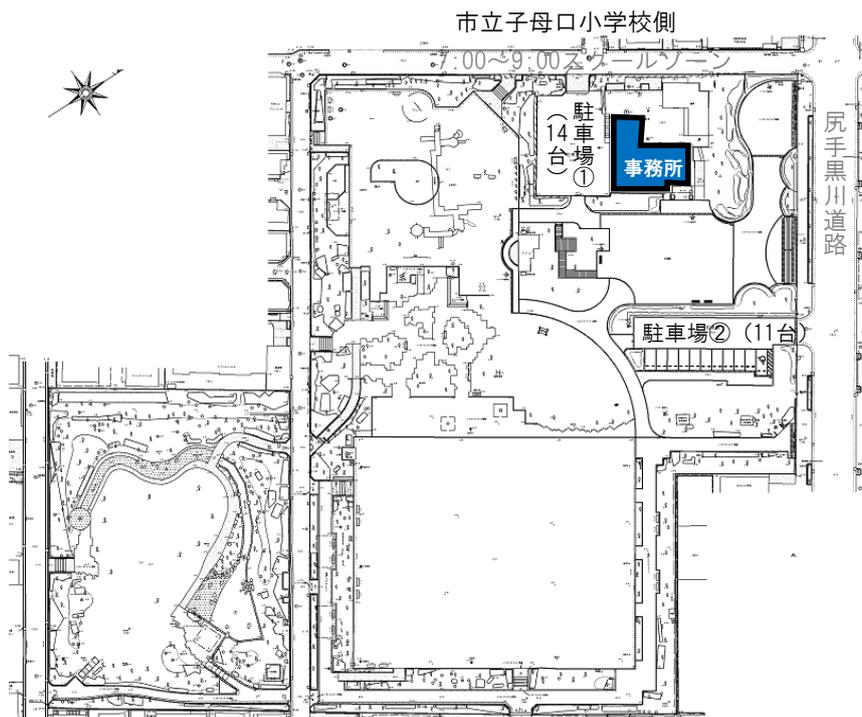
公園灯、滑り台、ブランコ、

シーソー、鉄棒、複合遊具 ほか

駐 車 場：

①14台 ※7:00~9:00はスクールゾーンのため利用不可

②11台 (R3.5~予定)



## (2) 旧西部公園事務所の利用状況

現在、川崎市公園緑地協会の緑のボランティアの活動・交流の場として利用されています。

(活動内容)

場 所：旧西部公園事務所1階及び倉庫など（下図点線の範囲）

日 時：毎週水・土・日の9:00～16:00

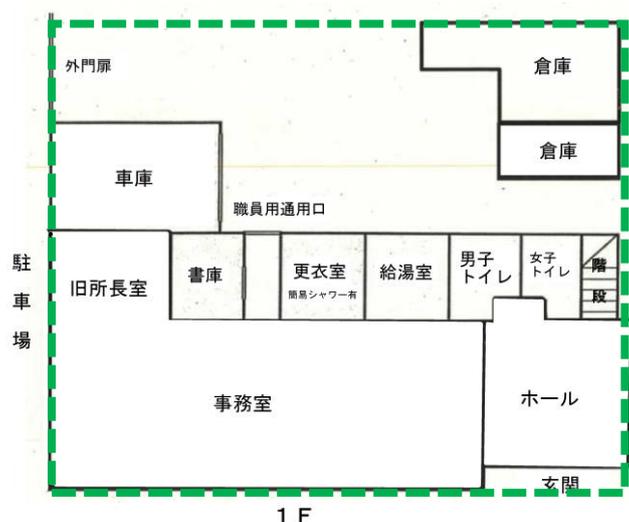
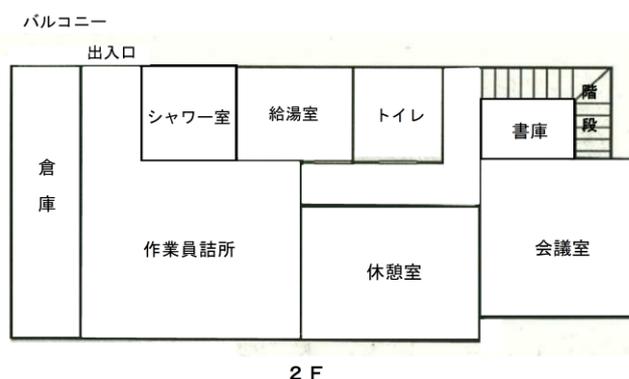
内 容：打合せスペース貸出、図書閲覧スペース、普及啓発パネル展示、  
広報誌配付 等

(参考：旧西部公園事務所概要)

建設年月：昭和55（1980）年3月

構 造：鉄筋コンクリート造2階建て

建築面積：1階 220.54 m<sup>2</sup> / 2階 159.28 m<sup>2</sup>

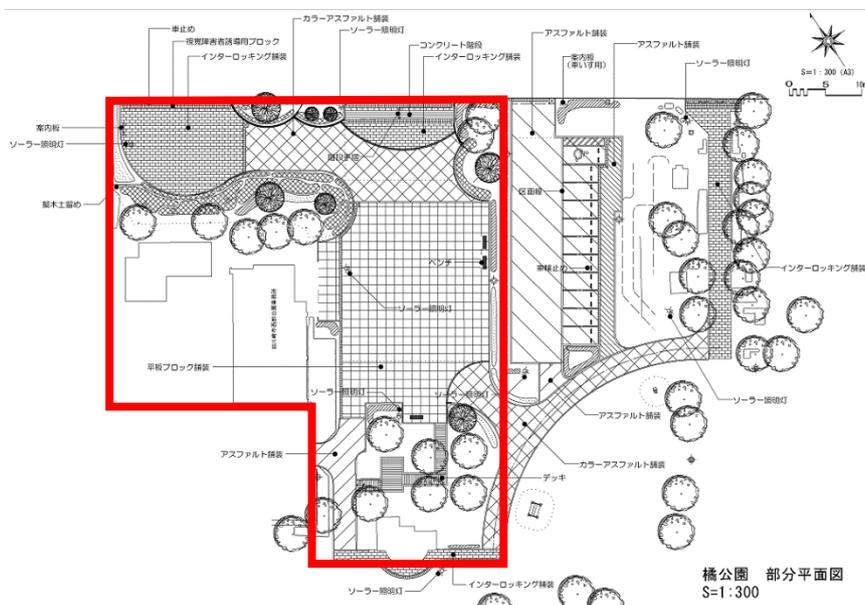


## 6 社会実験の対象エリア

社会実験エリアは、旧西部公園事務所及び周辺広場（下図赤枠のエリア）とします。



(参考：対象エリア平面図)



※提案内容に応じて、他エリアを活用する場合は、別途調整させていただきます。

## 7 提案要件

### (1) 求める提案内容

今後の旧西部公園事務所への便益施設等の誘致や恒常的な地域交流イベント等の実施に向けた効果検証のため、次の視点を踏まえた、公園緑地のオープンスペースのポテンシャルを活かした柔軟かつ自由な提案を求めます。

- ア 公園サービスの質の向上や公園利用者の利便性の向上につながるもの
- イ 地域コミュニティの拠点としてさらなる賑わいや憩いの創出につながるもの  
(提案例)

- ・ 移動式飲食・物販店舗の設置、広場のオープンテラス化、子育てイベントや体験教室の開催 など



### (2) 社会実験の対象外

次に掲げる提案については、本社会実験の対象外とします。

- ア 政治的活動又は宗教的活動
- イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- エ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- オ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊のおそれがある活動
- カ その他市が橘公園で実施する内容として不適切と判断する行為

### (3) 実施期間等

社会実験の実施期間は、令和3年5月～8月のうち1日以上1箇月以内を基本とします。土日及び祝日のみの事業実施も可能とします。

ただし、公園の利用状況や各社会実験実施者間の日程調整の状況等により、実施期間が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 8 応募資格

社会実験の実施希望者は、本実施要領に定める実験の趣旨及び内容等を十分に理解し、かつ、提案事業を自ら実施する意思と能力を有する法人格を持つ民間事業者（NPO法人その他の団体を含む）又はそのグループとします。なお、業種、業態は問いません。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、その時点で応募資格を失うものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第7条に該当する者

エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している者

オ 国税及び地方税を滞納している者

## 9 現地見学について

本社会実験の対象エリア及び旧西部公園事務所について、現地見学を希望される場合は、以下の問合せ先までご連絡ください。日程等を調整のうえ、個別に対応させていただきます。

《問合せ先》川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当

TEL：044-200-0232 / メール：[53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)

（留意事項等）

- ・参加者は、1団体あたり原則2名まででお願いします。
- ・見学当日は、本実施要領は配布しませんので、各自持参してください。

## 10 質問の受付

本社会実験に対する質問を次のとおり受け付けます。回答は、川崎市ホームページに公表いたします。複数社で提案を行う場合には、代表者が質問を取りまとめて行ってください。

**申込書類** 様式1「質問書」又は任意の様式

**受付締切** 令和3年4月12日（月）まで

**提出方法** メールの題名を「橘公園社会実験質問書」とし、以下のメールアドレス宛てに送付してください。

**提出先** 川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当 宛て

メール：[53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)

**その他** 質問内容及び回答について、順次、川崎市ホームページに公表します。

## 11 提案受付方法

社会実験の実施希望者（以下「提案者」という。）は、社会実験として実施したい事業内容について、市が指定する様式に基づき（1）の提案書類を作成し、（2）の提出先に提出してください。

### （1）提案書類

- ・社会実験提案概要書（様式2）
- ・提案の詳細（任意様式）

※提案の詳細な内容について、本社会実験の趣旨を十分に理解したうえで作成してください。

※イラストやイメージなどを用いてわかりやすく簡潔に作成してください。

- ・社会実験実施希望者（提案者）の概要（様式3）
- ・誓約書（様式4）

### （2）提案期限 令和3年5月28日（金）まで

※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分（平日のみ。土曜日、日曜日及び祝日の受付不可）までとします。

### （3）提出方法

**提出方法** 提案書類は、データをメールで送付いただくか、CD-Rに保存し持参又は郵送してください。※紙での提出は不可

#### 提出先

- ・メールの場合

メールの題名を「橘公園社会実験提案」とし、以下のメールアドレス宛てに送付してください。

川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当 宛て

メール：[53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)

・ 持参又は郵送の場合

川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当 宛て

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1 川崎駅前タワー・リパークビル 17 階

**(4) 事前相談**

市は、提案者の求めに応じて、申請に係る提案書類作成のための事前相談を受け付けます。

《問合せ先》川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当

TEL : 044-200-0232 / メール : [53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)

**(5) 提案にあたっての留意事項**

- ・ 提案書類は本実施要領の内容を踏まえて作成してください。
- ・ 提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。なお、提出された提案書類は返却しません。
- ・ 提案書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提案書類は返却しません。
- ・ 提案書類については、内容の確認及び事前協議以外で無断で使用することはありません。
- ・ 採用された提案書類は、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、提案内容の確認及び事前協議期間中は、同条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、開示の対象とはしません。
- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った者が負うものとします。
- ・ 提案にあたっては、事前に提案者の責任において都市公園法、川崎市都市公園条例その他関係法令等を確認し、社会実験の実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

**(6) 実施の取消し**

提案者が、次に掲げる事項に該当したときは、社会実験を実施できません。

ア 提案書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

ウ その他、本社会実験の趣旨に照らして、市が相応しくないと判断した場合

## 1 2 事前協議

- ・提案書類について、市が内容の確認のため、提案者にヒアリングを実施します。
- ・提案内容の確認後、市は、提案者と社会実験の実施に必要な条件や実施期間等を調整するため、事前協議を行います。
- ・社会実験の実施にあたっては、旧西部公園事務所の有効活用に向けて幅広い可能性を検証するため、複数の提案者の実施希望期間が重なった場合、重複している期間において、各提案者の提案内容を踏まえて、複数の提案者に社会実験を実施していただけるよう実施内容や日程を調整させていただきます。
- ・実施にあたって、旧西部公園事務所内の利用を希望する場合は、現在の利用に支障のない範囲で、調整いたします。

## 1 3 社会実験の実施

### (1) 公園内行為許可の申請

提案者は、提案の内容及び事前協議により取り決めた事項に基づき、社会実験の開始2週間前までに、川崎市都市公園条例第3条に規定する「公園内行為許可申請書」(様式5)を提出し、許可を受けていただきます。

なお、川崎市都市公園条例に定める手数料、使用料は免除とします。

### (2) 社会実験の実施

- ・社会実験の実施にあたって、事前協議後、社会実験実施者として決定した者については、その団体名、実施内容等を公表します。
- ・公園内行為許可書の交付を受けた社会実験実施者は、許可書に記載された許可条件及び実施内容、事前協議により取り決めた事項を遵守し、社会実験を実施することとします。
- ・飲食などのサービス提供に伴う収益は、社会実験実施者に帰属するものとします。
- ・社会実験実施者は、実施中に発生したゴミ等は各自で処分していただくとともに、利用エリア及び周辺の清掃等を行うなど、公園内の美化にご協力いただきます。
- ・実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に行ってください。
- ・社会実験終了後は、社会実験実施者が自らの費用負担において、使用前の状態に原状回復を行ってください。

### (3) 公園利用者等ニーズ調査の実施

社会実験実施者は、本社会実験に併せて、市が実施する旧西部公園事務所の有効活用に向けたニーズ把握等のためのアンケート調査にご協力いただきます。

作業内容は、市が作成したアンケートの依頼及び回収、とりまとめです。

#### (4) 社会実験の中止

許可条件に反するなど、社会実験の目的から逸脱し、市から再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、社会実験を中止することがあります。

## 1 4 実績報告

### (1) 実績報告書の提出

社会実験が終了した後、社会実験実施者は、速やかに社会実験の実績報告書（任意様式）を提出してください。なお、次の項目を必須事項として記載してください。

- ア 社会実験実施者名
- イ 社会実験の名称
- ウ 社会実験の内容
- エ 実施した日数
- オ 実施日ごとの利用者数
- カ 実施日ごとの売上げ（売上内容の内訳がわかるように記載してください。）
- キ 実施に要した費用（費目ごとの内訳がわかるように記載してください。）
- ク 告知や周知内容等
- ケ 利用者ニーズ調査の結果
- コ 実施した事業に関する課題など
- サ 旧西部公園事務所の有効活用に向けた課題など
- シ 民間活力の導入に対する意見、要望など

### (2) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、必要に応じてヒアリングを行います。

なお、ヒアリングの日時、場所については、実績報告書の提出後に調整いたします。

### (3) 実績結果の公表について

社会実験の実施結果について、社会実験実施者と協議の上、内容の一部を公表します。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、実施者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において、公開する場合があります。

## 15 留意事項など

- ・社会実験の提案から実施、終了後の撤去に係る一切の費用は、社会実験実施者の負担とします。
- ・社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、市と事業者双方の共有のものとして扱います。  
また、社会実験実施者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願をする場合、市と協議し、同意を得ることとします。なお、出願等に係る費用は社会実験実施者の負担とします。
- ・社会実験の実施における責任及びリスク分担について、実施者が責任を持って遂行し、社会実験に伴い発生するリスクについても、原則として実施者が負うものとします。

## 16 今後の予定

本社会実験の実施により、地域ニーズの把握、公募条件等の整理を行い、旧西部公園事務所及びその周辺への Park-PFI の導入に向けた具体的な検討を行います。

## 17 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局総務部企画課みどり活用担当 藤井、栗林

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバービル17階

TEL : 044-200-0232 / FAX : 044-200-3973

メール : [53kikaku@city.kawasaki.jp](mailto:53kikaku@city.kawasaki.jp)